**Q15**

**労働組合ってどんなものですか？**

****

**労働組合**とは、労働条件の維持や改善等を目的として、労働者が主体となって結成する団体です。

労働組合には、**「労働三権」**が保障されており、団体交渉を通じて組合員の労働条件などについて「使用者と対等の立場に立って交渉・協議する」ことができます。

詳しく知りたい人は、こちらを参考にしてください！

「労働組合のいろは」（大阪府ホームページ）

**労働三権**とは、労働者を守るため、憲法第28条で規定されている労働者の３つの権利です

●**団結権**…労働者が会社と対等な立場で話し合うために、団結する権利

●**団体交渉権**…労働組合などの団体が会社と労働条件などを交渉できる権利

●**団体行動権**…労働者が要求実現のため団体でストライキなどを行う権利

**労働組合法**とは、労働三権を具体的に保障するために定められた法律です。

労働三権を具体的に保障するための法律

団体行動権

団体交渉権

団結権

憲法

労働組合法

**労働組合**ってどうすれば作れるの？

労働組合は、労働者が２人以上集まれば、いつでも自由に結成することができます。行政機関への届出や使用者の承認は要りません。

また、企業内で結成される労働組合とは別に、企業の枠を超え、個人(１人)でも加入できる労働組合もあります。

